

< 第 1 回 小田原市福祉施設指定候補者選定委員会 会議録 >

会議名	平成 25 年度 第 1 回 小田原市福祉施設指定候補者選定委員会	
日時	平成 25 年 10 月 9 日（水）午前 10 時 30～11 時 20 分	
場所	小田原市役所 3 階 301 会議室	
議題	1 平成 26 年度からの指定管理者の指定について 2 小田原市歯科二次診療所指定管理者申請要項について 3 その他	
出席者	指定候補者 選定委員会	川久保委員長、杉山副委員長 中谷委員、久保委員、清水委員 欠席者なし
	障がい福祉課	菫澤課長、渡辺障がい福祉係長、向笠主査

1 平成 26 年度からの指定管理者の指定について

菫澤障がい福祉課長が、議題 1 平成 26 年度からの指定管理者の指定について、資料 1「平成 26 年度からの指定管理者の指定について（概要）」及び資料 1-2「歯科二次診療所位置図」に基づき、制度と施設の概要について説明した後、資料 2「指定候補者の募集形態及び指定期間等について（案）」及び資料 2-2「小田原市歯科二次診療所の指定候補者を小田原歯科医師会とする理由」について説明し、委員の意見を求めた。

久保委員	歯科二次診療所の歯科診療は予約制で、火曜日と木曜日だけのようだが、将来的に十分なのか、また、利用者用の駐車場に不足はないのか。
菫澤課長	受診者や、指定管理者からの声次第では「小田原市歯科二次診療所条例」の診療日についての規定を改正するが、今のところ問題なく運営できている。改正する場合は、現場で対応する歯科医師等とも調整が必要になるだろう。
清水委員	現在の受診状況から言えば、診療日及び駐車場について拡大する必要性はない、特に駐車場については、小田原歯科医師会が、独自に、施設のすぐ脇に十分な駐車場を確保しているので大丈夫。
久保委員	わかりました。
川久保委員長	診療日及び診療時間については、必要に応じて改正するが、現時点では変更しないことにする。議題 1 については、指定期間を 5 年間とし、小田原歯科医師会を非公募で指定候補者の候補とする原案どおりでよろしいか。
委員長以外の委員	良いです。（全員）

2 小田原市歯科二次診療所指定管理者申請要項について

菫澤障がい福祉課長が、議題 2 小田原市歯科二次診療所指定管理者申請要項について、資料 3「小田原市歯科二次診療所指定管理者申請要項（案）」に基づき説明し、委員の意見を求めた。

久保委員	歯科二次診療所の指定候補者の選定にあたり、小田原歯科医師会から説明はあるのか。
------	---

川久保委員長	申請者の小田原歯科医師会は、資料3の申請書類を作成して提出期限までに提出する。そして、申請者は次回のこの会議でプレゼンテーションを行い、その後委員は引き続いて採点を行い、委員会として指定候補者を選定する。
清水委員	参考金額が出ているが示すものなのか。また、平成25年度の指定管理料の金額はいくらか。
渡辺障がい福祉係長	参考金額は、他の選定委員会でも示しており、この参考金額は過去5年間の実績によるもの。平成25年度の指定管理料は48,019,999円。
中谷委員	申請書の添付書類に法人市民税の納税証明書があるが、法人県民税はないのか。
菫澤課長	特に確認が必要と思われる税目以外は割愛している。
中谷委員	これで良いです。
清水委員	申請書提出まで期間は足りるのか。
菫澤課長	他の選定委員会では1ヶ月程度の期間を取っているものもあるが、現在の指定管理者が申請するならば可能と判断した。
川久保委員長	指定候補者を、審査評価表の全体の60%の得票で選定することに決めるとしても、極端に評価が低い項目があるような者を選定する訳にはいかないの、原則として項目別の得点が5点中3点以上としたらどうか。
中谷委員	私も同じ意見です。
川久保委員長	では、議題2の小田原市歯科二次診療所指定管理者申請要項については、この点を修正し、他は原案どおりでよろしいか。
委員長以外の委員	良いです。(全員)

3 その他

菫澤課長から事務連絡

- ・ 次回(第2回)は10月25日(金)午後2時から議会第3委員会室にて開催する。
(全委員了承、通知文を配布)
- ・ 第2回委員会資料についても、今回同様事前にお届けする予定なので、会議の前にお目通し頂きたい。

以上